

ALL STARs

事業賠償•費用総合保険

高まるサイバー攻撃の脅威!

サイバーリスクの補償

個人情報漏洩補償特約

サイバー攻撃対応費用補償特約 / セキュリティ賠償責任補償特約 / 企業情報漏洩賠償責任補償特約



急速なデジタル社会への転換期 サイバーリスクへの備えは万全ですか?



今このときも

個人情報や企業の技術に関する情報が狙われています!

サイバー攻撃は中小企業にはあまり関係がないと捉えられがちです。 しかし、中小企業の個人情報や技術に関する情報が狙われています。 また、取引先のネットワークに侵入するための踏み台として狙われることもあります。

■日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃関連通信の件数 (年間総観測パケット数) 5,001 サイバー攻撃の増加! 5000 4000 3,220 3000 2,121 2000 1,504 1,281 1000 545.1 128.8 256.6 45.4 77.8 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 出典:国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2020」

「サイバーリスクの補償」の全体像

個人情報漏洩の危機管理対応に要する費用や賠償責任の補償に加えて、近年、増加しているサイバー攻撃に対応するための費用や賠償責任など様々なリスクに対応します。

基本補償

個人情報漏洩リスクの補償

- ■漏洩発覚時の危機管理コンサルティング費用
- ●被害者対応など危機管理実行費用
- ●損害賠償金や弁護士費用

【支払限度額】1事故・保険期間中につき、 1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択

オプション

サイバー攻撃への初期対応

デジタル・フォレンジック費用の補償など

【支払限度額】1事故・保険期間中1,000万円 *基本補償の内枠でお支払いします。

取引先への踏み台となった場合など…セキュリティ賠償責任の補償

【支払限度額】1請求・保険期間中、基本補償と同額 *基本補償の内枠でお支払いします。

個人情報だけじゃない

企業情報漏洩リスクの補償

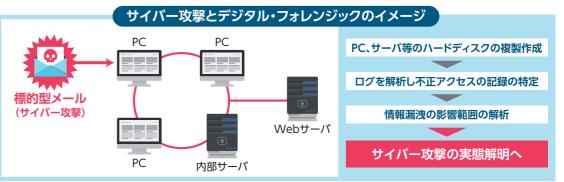
【支払限度額】1事故・保険期間中、基本補償と同額 *基本補償の内枠でお支払いします。

貴社のニーズに合わせて、より手厚い補償をお選びいただけます。

用語の解説

デジタル・フォレンジックとは

不正アクセスなどのサイバー攻撃を受けた際に、攻撃を受けたパソコンやサーバなどに残る電子的記録を保全・復元・解析することで原因や情報漏洩の影響範囲を調査することなどをいいます。



サイバー攻撃を受けた場合の 初期対応の重要性

- ①セキュリティに関する高度な知識と技術を持った専門家による迅速な対応が求められます。 ②情報漏洩、信用失墜、システム停止などの被害を最小限に食い止める必要があります。
- ③損害賠償請求への対応、事件解決のため、証拠保全と調査・分析が必要です。

踏み台とは

ハッカーなど攻撃者が特定のコンピュータを乗っ取り、そこを 起点に別のターゲットに対しサイバー攻撃を仕掛けることを 言い、「サプライチェーン攻撃」と表現されることもあります。 この踏み台攻撃により、大企業のネットワークに容易に侵入し て、情報漏洩など大きな被害につながることがあります。 乗っ取られたコンピュータは、攻撃者に操られて攻撃に加担 してしまうため、「踏み台」と表現されます。

セキュリティ賠償責任とは

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃などのセキュリティ事故に起因して、貴社が損害賠償請求されたことにより貴社が負う法律上の損害賠償責任をいいます。

▶詳細は11ページをご覧ください。



情報漏洩に対する 社会の厳しい目 (取引停止も)



委託元•委託先 (情報の共有)

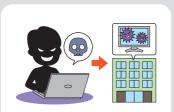


個人情報保護法改正 (2022年4月施行)

企業を取り巻く 環境の変化



急速なデジタル化



サイバー攻撃の急増



リモートワークの普及



アナログ時代の情報漏洩といえば …

- ▶情報の持ち出し
- トメール の誤送信
- >派遣先での情報漏洩
- トパソコ ンの盗難

デジタル時代の4大リスク

企業秘密などの漏洩



従業員が取引先の重要な営業 秘密を他社に売っていたこと が発覚した。



リモートワーク中の私用パソコン



在宅勤務中だった社員の私用 PCがサイバー攻撃を受け、会 社が保有する個人情報が漏洩



ネット販売普及などによるクレジットカード番号 の漏洩



ECサイトがサイバー攻撃を受 け、利用者のクレジットカード 情報が大量に漏洩し、不正に 使用された。





踏み台などのサイバー攻撃



ある従業員のPCが標的型 メール攻撃で乗っ取られ、知ら ぬ間に取引先へのサイバー攻 撃の踏み台とされてしまった。



もしも、サイバー攻撃を受け、 個人情報を漏洩してしまったら…

銀行借入か手元資金 それとも…

個人情報を1件でも漏洩させると企業は事故対応を迫られます。対応を誤ると、 企業のイメージの低下や取引先からの取引停止などにもつながりかねません。

サイバー攻撃を受け、

個人情報10.000件を漏洩してしまった場合の想定損害額は?

▶ デジタル・フォレンジック費用:

PC1台100万円×3台、サーバ1台300万円、その他100万円= 700万円(注1)

- ▶被害者対応など専門家コンサルティング費用: 100万円
- ▶コールセンター委託費用: 200万円
- ▶謝罪広告費用: 60万円 (注2)
- ▶お詫び状作成・送付にかかる費用: 100万円

合計 1.160万円

- (注1) 詳細な想定損害額は10ページにも掲載しています。
- (注2) 地方紙1紙に掲載した場合の想定費用を60万円としています。(弊社調べ)

賠償

- ・損害賠償金
- 弁護士費用など争訟費用

過去の判例から一人当たり5,000円程度の賠償金が予想されます。万一、10,000人のうち 20%の2,000人から損害賠償請求を受ければ1,000万円になります。

- ▶損害賠償金 1.000万円
- ▶弁護士費用 510万円

合計 1.510万円

他にも下記のようなリスクが表面化した場合、 想定損害額 (賠償責任額) が増加することもあります。

個人情報を受託することによる 求償リスク

委託元である取引先から受託した個人 情報を漏洩させてしまった場合、直接 被害者対応をするのは取引先となりま す。取引先が負担した被害者への損害 賠償金や事故対応の費用について賠 償請求(求償)されることがあります。

(注) 上記は想定事例です。

セキュリティ 賠償責任リスク

一般的にセキュリ ティが比較的甘いと される中小企業が踏 み台とされるリスク が高まっています。

クレジットカード 番号漏洩の 賠償責任リスク

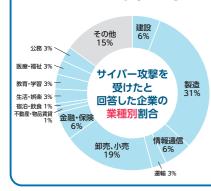
EC取引全盛のいま、 クレジットカード番号 が狙われています。

賠償責任リスク 個人情報だけでなく 企業秘密など企業情

企業情報漏洩の

報の漏洩リスクにも 注意が必要です。

■あらゆる業種が狙われている

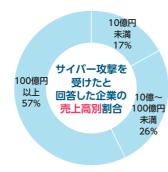


公的機関だけではなく あらゆる業種の企業が 攻撃対象に

公務や金融業・保険業だけで はなく、製造・非製造を問わず 幅広い業種が攻撃対象になっ ています。

出典: 一般社団法人 日本損害保険協会 「サイバー保険に関する調査2018」

■大企業だけでなく中小企業も



大企業だけでなく中小企業も サイバー攻撃の脅威に さらされています

企業規模の大小にかかわらず、 攻撃ターゲットの対象が拡がっ ています。

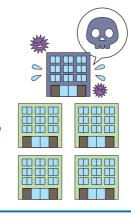
出典: 一般社団法人 日本損害保険協会 「サイバー保険に関する調査2018」

■サイバー攻撃の被害を 受けたことがありますか?

中小企業の

サイバー攻撃の被害を受けたことがあるという 中小企業の経営者は825人中155人。サイ バーリスクは身近なリスクといえます。

出典: 一般社団法人 日本損害保険協会 「中小企業の経営者のサイバーリスク意識調査2019





2,670万円

上記は弊社調べによる想定の損害額であり、 実際の損害額は個別の事案により異なります。

サイバー攻撃を受け、個人情報が 漏洩した場合の補償イメージ

サイバー攻撃を受けた段階で必要とされるデジタル・フォレンジック費 用の補償から始まる4つのステップでトータルに企業をサポートします!

オプション

サイバー攻撃対応費用補償特約

の補償範囲

情報漏洩が発覚する前 情報漏洩

情報漏洩が発覚した後

届出·報告

賠償請求

Step

サイバー攻撃対応 (費用補償)

サイバー攻撃を受けた場合、 セキュリティの専門家による 初期対応が重要です。

セキュリティ・コンサルティング会社をご案内 し、デジタル・フォレンジックなど初期対応を支 援、要した費用を補償します。

項目	作業の概要
被害状況の把握	・被害状況のヒアリング・情報収集
被害拡大防止	・脅威からの隔離 ・国内外調査機関への対応依頼
証拠保全	・ハードディスクの複製作成
保全された 証拠の調査	・ログの解析・情報漏洩の影響範囲の解析

Step I

危機管理コンサルティング 費用補償

漏洩事故が起こった場合、 初期対応が重要です。

漏洩発覚時には、初期対応を効果的に行うため にコンサルティングサービスを利用するにあた り、発覚後180日以内に要した費用を補償しま す。危機管理コンサルティングの目的は、事故 後に関係者に対して迅速かつ的確に初期対応 を行うためのアドバイスを提供することで、企 業イメージを含めた貴社の損失を最小化するこ とです。

(注) 危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コン サルティング機関が行います。

コンサルティング例

▶事故情報の収集

事故が起きてしまったら、まずは正確な状況をスピー ディーに確認する必要があります。何が必要で、どこ がポイントか、経験を基にアドバイスします。

行政機関に対する報告書作成をサポートします。

被害者に対するお詫び文の書き方などに対するコン サルティングをします。

▶公表対応

自社ホームページ上での適切な事実説明や経過報告 のコンサルティングに加え、謝罪広告を出すべきか、 記者会見を開くべきかなどのアドバイスをします。

危機管理実行費用補償

Step 2

個人情 報漏洩補償特約の補償範囲

事故後の対応には 高額の費用が発生します。

危機管理コンサルティングに基づいて漏洩発覚 後に関係者への対応を実行するために、発覚後 180日以内に要した次の費用を補償します。

「発動の要件」

- ●公的機関(官公庁・警察など)への文書によ る届出または報告
- ●マスコミ・インターネット等の媒体による報道

コンサルティングの結果

▶漏洩事故の対応費用

- ●弁護士相談費用※1
- ●事故原因を調査するための費用
- コールセンターへの委託や電話回線の増設にか かる費用
- 新聞への謝罪広告掲載費用
- ●記者会見を開催するための費用
- ●お詫び状の作成・送付にかかる費用
- ■見舞金·見舞品費用*3
- ■見舞金・見舞品送付費用
- ※1「弁護士相談費用」は、顧問弁護士・社内弁護士に対して 定期的に支払われる報酬分は補償の対象となりません。
- ※2「人件費」は、従業員の超過勤務手当、臨時に生じた通勤 交通費、超過勤務に伴う宿泊費などが対象になります。
- ※3 「見舞金・見舞品費用」は1被害者につき500円を限度に お支払いします。

賠償金・争訟費用補償

Step 3

損害賠償金や弁護士費用など 十分な備えが必要です。

被害者から慰謝料などを損害賠償請求され た場合、または委託元から損害賠償請求(求 償) された場合に、次の損害賠償金および争 訟費用(弁護士費用など)を補償します。

損害賠償請求に発展したら

▶損害賠償金

損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金

損害賠償請求の訴訟を起こされた場合の弁護士費 用など

「個人情報を受託することによる求償リスク」

委託元である取引先から受託した個人情報を漏 洩させてしまった場合、直接被害者対応をするの は取引先になります。取引先が負担した被害者へ の損害賠償金や事故対応した費用について賠償 請求(求償)されることがありますが、このような 求償損害も補償の対象となります。

(ご注意)上記はサイバー攻撃を受け、個人情報漏洩が発覚した場合の補償のイメージです。補償内容の詳細については13ページ 以降をご確認ください。

解

個人情報漏洩補償特約の特長(基本補償)

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する「個人情報」の「漏洩」が「発覚」したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

また、危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対しても保険金をお支払い します。

支払限度額

1事故・保険期間中1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択

※危機管理コンサルティング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用の支払限度額は、この特約の支払限度額に含まれます。

自己負担額

1事故10万円

※危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、自己負担額はありません。

「個人情報」、「漏洩」 および 「発覚」 の定義につきましては13ページ以降の特約の概要でご確認ください。



危機管理コンサルティングのご案内

個人情報が漏洩した際の、被害者・マスコミ・行政などへの対応について、コンサルティングをご案内 します。万一、漏洩事故が発覚した場合に適切な初期対応を行うことで賠償リスクを軽減します。



危機管理実行費用の補償

危機管理コンサルティングに基づいて漏洩発覚後に関係者への対応など危機管理対応を 実行したことにより、発覚後180日以内に要した危機管理実行費用を補償します。



従業員の不正による漏洩、委託先での漏洩も補償

び業員による個人情報の不正な持ち出しなどによる漏洩、 業務委託先での漏洩であっても補償の対象となります。



クレジットカード番号等の漏洩による賠償責任も補償

貴社が所有・使用・管理するクレジットカード番号、口座番号等が漏洩し、それらの番号が不正に 使用されたことによって発生した経済的損害に対する法律上の損害賠償責任を補償します。

(注) 貴社のECサイトなどに不正なコードを仕組まれ、貴社が所有・使用・管理<u>していない</u>利用者のクレジットカード情報などが不正に 取得され利用された場合の貴社の損害賠償責任については、セキュリティ賠償責任補償特約で補償の対象となりますのでご注意 ください。



不正アクセスなどサイバー攻撃に起因する漏洩も補償

個人情報の入ったパソコンの紛失などアナログな漏洩事故だけでなく、不正アクセスなどのサイバー攻撃を受けた結果、個人情報が漏洩した場合の法律上の損害賠償責任も補償します。

オプション特約の特長

サイバー攻撃対応費用補償特約

「セキュリティ・コンサルティング会社」をご案内!

サイバー攻撃を受けた場合、「セキュリティ・コンサルティング会社」をご案内して、 初期対応をサポートします。

高額なデジタル・フォレンジック費用を 1,000万円まで補償!

デジタル・フォレンジック費用は、PC1台あたり100万円程度かかるなど 高額ですが、1,000万円まで補償します。



セキュリティ賠償責任補償特約

踏み台にされ、

取引先など第三者がサイバー攻撃された場合の 賠償責任を補償!

貴社のコンピュータシステムがサイバー攻撃によって踏み台にされ、取引先など第 三者がサイバー攻撃を受けて損害が発生した場合などの法律上の損害賠償責任を 補償します。



企業情報漏洩賠償責任補償特約

個人情報だけでなく企業秘密など 企業情報が漏洩した場合の賠償責任を補償!

新しい技術に関する情報や営業ノウハウなど、個人情報を除く一般に公開されていない他人の企業情報を漏洩させた場合の法律上の損害賠償責任を補償します。





縮小支払いとなる損害につきまして(基本補償とオプション共通)

以下の事由により生じた損害に対しては、損害額に50%を乗じた金額を保険金として支払います。

1. オペレーティングシステムのサポートが終了したパソコンなどを使用していたこと。 2. セキュリティソフトをインス トールしていなかったパソコンなどを使用していたこと。 3. パスワードの設定など有効なアクセス制限を実施していなかったこと。

サイバー攻撃対応費用補償特約

標的型メール攻撃などサイバー攻撃が大きな脅威となっています。

サイバー攻撃への初期対応を誤った場合、企業経営に深刻なダメージを与えかねません。 サイバー攻撃は完全に防ぐことは困難なことからも、攻撃された際の初期対応が極めて重要です。

「サイバー攻撃対応費用補償特約」なら、サイバー攻撃に対する 「デジタル・フォレンジック」などの調査費用を1,000万円まで補償し、 初期対応を支援します。

初期対応のコスト (PC3台、サーバ1台の場合の例)

項目	作業の概要		コスト概算
被害状況の把握	・被害状況のヒアリング	・情報収集	約20万円
被害拡大防止	・脅威からの隔離	・国内外調査機関への対応依頼	約80万円
証拠保全 ・ハードディスクの複製作成		約180万円	
保全された証拠の調査	・ログの解析	・情報漏洩の影響範囲の解析	約420万円

デジタル・フォレンジックのコストは1台あたり次の金額が目安です。 PC:100万円 サーバ:200~300万円 (※) 左記のコストは弊社調べ

約700万円

サイバー攻撃対応費用補償特約の特長



「セキュリティ・コンサルティング会社」をご案内

サイバー攻撃を受けた場合、「セキュリティ・コンサルティング会社」をご案内して、初期対応をサポートします。 (注) 弊社からご案内する「セキュリティ・コンサルティング会社」以外は、弊社の承認が必要です。



高額なデジタル・フォレンジック費用などを1,000万円 ** まで補償!

最近のサイバー攻撃は、「巧妙化」「複雑化」「大規模化」 しており、デジタル・フォレンジック費用が高額化しています。 そこで最大1,000万円まで、高額化するデジタル・フォレンジック費用などを補償します。 (*) 個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。



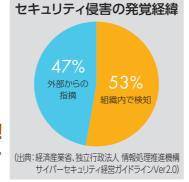
自己負担がないので安心!

免責金額および縮小支払割合を適用しないので、 貴社の自己負担なしで1,000万円を限度に全額補償します。 ※事中により縮小支払割合が適用される場合がありますので、 詳しくはP13 「サイバーリスクの補償の概要」をご参照ください。



外部のセキュリティ会社、取引先、 クレジットカード会社などからの通報であっても補償の対象!

サイバー攻撃は、外部から通報を受けてサイバー攻撃が発覚するケースが約半数を占めています。 この特約では、業務委託していないセキュリティ会社や貴社の取引先、 クレジットカード会社などの外部からの通報であっても補償の対象となります。



この特約の発動要件

この特約は、コンピュータシステム に対する不正アクセス・不正使用、 DoS攻撃または悪性コードの送付 などのセキュリティ事故が発覚した ときに発動します。

発覚の具体例は、次のとおりです。

①業務委託先のセキュリティ会社が不正ログを発見し、不正アクセスの可能性があると報告を受けた ②業務委託していないセキュリティ会社から、不正アクセスの可能性があるとの通報を受けた ③クレジットカード会社より、不正アクセスの可能性があるとの通報を受けた

④自社のシステム担当者が不正アクセスがあった痕跡を発見し、ホームページで調査することを公表した

充実のオプション特約

セキュリティ賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対 するセキュリティ事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた ことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る 損害に対して保険金をお支払いします。

支払限度額

1請求・保険期間中、個人情報漏洩補償と同額 (個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。)

自己負担額

1請求につき10万円

お支払いする保険金

①損害賠償金 ②争訟費用 など

攻撃者 (ハッカー) の踏み台にされるなど、意図せずサイバー攻撃に加担して しまうことがあり、賠償責任に加え社会的信用の失墜にもつながりかねません。



標的型メール攻撃でアカウントを乗っ取る

取引先はサイバー攻撃の原因となった貴社に対し、 被った損害について賠償請求した。



乗っ取ったアカウントで貴社の役職員になりすまし取引先に攻撃を仕掛ける。

メールに添付されたマルウェア

複数の飲食店を経営する会社のPCがマルウェア(悪意の

あるソフトウェアなど) に感染し、遠隔操作で取引先である

健康食品製造の大手企業へのサイバー攻撃を許してし

その結果、業務を継続するために超過人件費やサーバのレ

ンタル費用などが発生し、売上げが急減するなどその取引

取引先の役職員は、貴社の役職員からのアクセスだと思い込みガードが甘くなったところサイバー攻撃を受けてしまう。

豆知識

セキュリティ対策が強固な大企業に直接攻撃を仕掛けるの ではなく、標的とする大企業と取引のある、セキュリティ対 策が不十分な中小企業などのシステムに侵入し、そこを踏 み台にして本来の標的である大企業を攻撃する、サプライ チェーン攻撃と呼ばれる手法がとられることが多いと考え られます。

先に甚大な損害をもたらした。

例えば!

ご注意! セキュリティ賠償責任補償特約は、サイバー攻撃対応費用補償特約がセットされた場合のみセットすることが可能です。

▶補償内容の詳細は13ページ以降をご参照ください。

その3 企業情報漏洩賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業秘密などの企業情報の漏洩が発覚したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



支払限度額

1事故・保険期間中、個人情報漏洩補償と<mark>同額</mark> (個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。)

自己負担額

1事故につき10万円

お支払いする保険金

①損害賠償金 ②争訟費用 など

取引先の基幹技術など企業情報の管理は万全ですか? サイバー攻撃による漏洩、内部犯行など漏洩の形態も多様化しています。

▼ 例えば! こんな企業情報の取り扱いはありませんか? ▼

分類	企業情報の例	
リスト類	●法人の顧客リスト ●取引先リスト	
営業情報	契約・取引の内容 ●価格情報 ●新商品・サービスに関する情報 ●営業ノウハウ	
技術情報	 製造方法 ●実験データ ●研究開発情報 ●設計図・デザイン ●各種マニュアル類 建設業の場合 強度・構造計算書や発注書などの流出は具体的な数字が記載されているので特に取扱いにはより厳重な管理が求められます。 製造業の場合 製造ラインの配置・図面や実験過程のラボノートなどの企業秘密は、その情報が生み出す経済的価値を把握しておくことも重要です。具体的な開発の過程が記録されている場合など、その取扱いには特に厳重な管理が求められます。 	
営業情報	●販売戦略・計画 ●決算情報 ●訴訟に関する情報	

例えば! 元社員による転職先への漏えい

共同開発でレシピの開発を進めていたところ、自社のリー ダーが突然の退職。

その後、退職したリーダーから情報が漏洩し、競合他社が 似たようなレシピを安価で発表した。

その結果プロジェクトは頓挫し、共同開発の相手から、開発に要したコストなどについて損害の賠償を求める訴訟を提起された。

例えば!

サイバー攻撃による盗取

新型の記録媒体を大手取引先と業務提携で開発中、社員のPCが標的型メール攻撃を受け重要な小型化技術の情報が盗取されてしまった。

結果、大手取引先は新商品の発売を中止せざるを得なくなり、新商品で得るはずだった利益や開発コストなどについて損害賠償を請求された。

サイバーリスクの補償の概要

各特約の共通項目

個人情報漏洩補償特約およびセットされる他の特約の共通項目は次のとおりです。

項目		内 容
被保険者	●記名被保険者(貴社) ●記名被保険者の役員(注) および従該 (注) 理事、取締役、執行役または法人	業員 人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。
支払限度額の 適用	 ●個人情報漏洩補償特約において支払う保険金の額は、いかなる場合も保険期間を通じて、個人情報漏洩補償特約およびセットされる他の特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、個人情報漏洩補償特約の支払限度額を限度として保険金をお支払いします。 ●同一の原因から発生した個人情報漏洩補償特約およびセットされる他の特約の保険事故については、いかなる場合もそれらの保険事故のうち、最初に発生した保険事故について保険金の支払いの対象となる保険契約の個人情報漏洩補償特約の支払限度額を限度として保険金をお支払いします(注)。 (注)保険事故については、特約ごとに次のとおりです。補償内容の詳細については各特約の説明でご確認ください。 	
	特約	保険事故の内容
	個人情報漏洩補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚したこと。
	企業情報漏洩賠償責任補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業情報の漏洩が発覚したこと。
	サイバー攻撃対応費用補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対するセキュリティ事故が発覚したこと。
	セキュリティ賠償責任補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するセキュ リティ事故に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと。
保険金を お支払いできない 場合	直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者または被保険者 ^{注)} の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。 ②記名被保険者またはその役員によって、または記名被保険者もしくはその役員の了解、同意もしくは指図に基づいて記名被保険者もしくはその役員以外の者によって行われた犯罪行為 (注)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。	
縮小支払割合	①オペレーティングシステムのサポ ②セキュリティソフトをインストール	をお支払いします。 かの事由によって生じた損害に対しては、損害額に50%を乗じた金額を保険金としてお支払いします。 ートが終了したパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。 していなかったパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。 パスワードの設定など有効なアクセス制限を実施していなかったこと。

個人情報漏洩補償特約

項目

保険金を お支払いする 場合

被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報^(注1)の漏洩^(注2)が発覚したこと^(注3)について、被保険者

が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。また、危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対しても保険金をお支払いします。

(注1)「個人情報」の定義は次のとおりです。

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 $^{(*1)}$ により特定の個人を識別することができるもの $^{(*2)}$

②個人識別符号(※3)が含まれるもの

(※1)文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。なお、電磁的記録とは、電磁的方式で作られる記録をいいます。

(※2)他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

(※3)「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。

ア.特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ.個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(注2)個人情報を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。

(注3)「発覚」とは次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします

①他人から被保険者に対して通報されたこと。

②新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。

③インターネット掲示板への書き込み等他人により公表されたこと。

④被保険者(※)が個人情報漏洩を認識したこと。

(※)故意または過失により個人情報を漏洩させた方を除きます。

項目		内容
お支払いする	保険金の種類	内容
保険金	①損害賠償金	損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金(注1) (注1)この特約において、損害賠償金のうち、他人が見舞金・見舞品費用を支出したことによってなされる損害賠償請求については、被害者1名につき500円を限度とし、かつ、保険期間を通じてこの特約の支払限度額の20%を限度とします。
	②求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために 被保険者が支出した必要または有益であった費用
	③争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 ^(注2) につき、被保険者が弊社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用 (注2)損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。
	④協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために弊社の求めに応じて、被保険者が支出した費用
	⑤訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が弊社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用ア・相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用イ・意見書、鑑定書作成のために必要な費用ウ・被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用エ・増設コピー機のリース費用オ・被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用(注3)(注3)派遣受入れ費用を含みます。
	⑥危機管理 コンサルティング費用 (保険期間中500万 円限度)	危機管理コンサルティング機関が保険事故(注4)の発生による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用(注5)で、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、保険事故が発生した日からその日を含めて180日以内に生じた費用に限り、次の費用を除きます。ア・個人情報漏洩の原因調査または事実確認に要した費用イ・見舞金・見舞品費用ウ・お詫び広告掲載、郵券代等、保険事故により臨時に発生した費用エ・漏洩した個人情報の回収に要する費用オ・法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用カ・弁護士報酬を含む争訟に要する一切の費用キ・記者会見の開催に要する費用ク・他人からの強要金ケ・被保険者の人件費その他一般管理費(注4)個人情報が漏洩したおそれのある場合を含みます。ただし、弊社がこれを承認した場合に限ります。(注5)危機管理コンサルティング機関に対する報酬を含みます。
	⑦危機管理実行費用 (保険期間中、この特 約の支払限度額の 10%限度)	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用で、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、保険事故が発生した日からその日を含めて180日以内に生じた費用に限り、日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。ア・弁護士から助言を受けたことに対する報酬。ただし、定期報酬および損害賠償請求を提起することまたは提起されることに起因する報酬を除きます。イ・個人情報漏洩の原因を調査するための費用ウ・被保険者の従業員の超過勤務手当、臨時に生じた通勤交通費、超過勤務に伴う宿泊費、雇用費用(注6)工・電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用オ・お詫び状の作成費用および送付費用カ・見舞金・見舞品の送付費用カ・見舞金・見舞品の送付費用ク・新聞に謝罪広告を掲載する費用ク・新聞に謝罪広告を掲載する費用ケ・記者会見の開催に要する費用(注6)派遣受入れ費用を含みます。
		【危機管理実行費用の支払要件】 保険事故が発生したことについて、次のいずれかの要件を満たす場合に限り保険金をお支払いします。 ア.公的機関(注7)に対して文書により届出または報告されること(注8)。 イ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体により報道されること。 (注7)所管する行政機関およびこれらに準じると弊社が認めた機関をいいます。 (注8)個人情報が漏洩したおそれのあることを文書により届出または報告した場合を含みます。ただし、弊社がこれを承認した場合に限ります。
支払限度額	(注) 危機管理コンサルテ	ぎ1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ^{途)} ィング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度。 ィング費用および危機管理実行費用の支払限度額は、この特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額 (免責金額)	1事故につき10万円 ^(注) (注)危機管理コンサルティ	ィング費用および危機管理実行費用には、自己負担額はありません。

項目	内 容
保険金を お支払いできない 主な場合	(1) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②この特約を最初に付帯した場合に ^(注1) 、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者 ^(注2) のいずれかが、個人情報漏洩の発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合におけるその原因に起因する個人情報漏洩 ③記名被保険者の役員の個人情報の漏洩
	④適法であるか違法であるかを問わず、記名被保険者またはその役員が他人に対して行う個人情報の提供または取扱いの委託 ただし、個人情報の提供先または委託先において発生した個人情報漏洩については、この規定を適用しません。 ⑤特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用
	⑥被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始 ⑦日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求 (注1)過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯した特約が最初に付帯した特約となり ます。
	(注2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。 (2) 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いし
	ません。 ①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠償責任。ただし、財物の紛失または盗取・詐取に起因して、個人情報漏洩が生じたことにより被保険者が被る損害に対しては、この特約に従って保険金を支払います。 ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された 賠償責任
	③金融商品取引 ^(注1) により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ④法人その他あらゆる組織または団体の名誉毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化 ^(注2) に対して負担する賠償責任 ⑤他人が行う商品の販売もしくは供給または役務の提供の中断、終了もしくは内容変更 ^(注2) に対して負担する賠償責任 ⑥仕事における履行遅滞または履行不能に起因して負担する賠償責任
	⑦被保険者がその親会社または子会社 ^(注3) に対して負担する賠償責任。ただし、親会社または子会社に対して他人からなされた損害賠償請求に関連して発生した被保険者の求償債務を除きます ^(注4) 。 ⑧株主代表訴訟により負担する賠償責任
	(注1)先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。 (注2)これらに起因する売上げまたは利益の減少、ならびに売上げまたは利益の減少を防止または軽減するためにかかった費用のうち通常要する費用を超える額を含みます。
	(注3)会社法に規定される親会社または子会社をいいます。 (注4)他人から損害賠償請求された場合の親会社または子会社の争訟費用を含めて親会社または子会社に生じた費用については、 保険金をお支払いしません。
	(3) 直接であると間接であるとを問わず、漏洩した個人情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害(注)

(注)被保険者が支出したかどうかを問いません。

に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、危機管理実行費用に該当する場合は、この規定を適用しません。

など

企業情報漏洩賠償責任補償特約

項目	内容
保険金を お支払いする 場合	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業情報 ^(注1) の漏洩 ^(注2) が発覚したこと ^(注3) について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注1)「企業情報」の定義は次のとおりです。
	契約上または法的保護の対象となる、一般に公開されていない他人の情報をいいます ^(*1) 。ただし個人情報を除きます。 (※1)企業秘密、データ、設計、予測、公式、慣行、プロセス、記録、レポートおよび文書を含みます。
	(注2)企業情報を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。 (注3)「発覚」とは次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。
	①他人から被保険者に対して通報されたこと。 ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。 ③インターネット掲示板への書き込み等他人により公表されたこと。 ④被保険者(**2)が企業情報漏洩を認識したこと。 (※2)故意または過失により企業情報を漏洩させた方を除きます。
お支払いする 保険金	次の保険金をお支払いします。なお、②~⑤の保険金の内容については、個人情報漏洩補償特約の「お支払いする保険金」でご確認ください。 ①損害賠償金(損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金) ②求償権保全費用 ③争訟費用 ④協力費用 ⑤訴訟対応費用(1事故につき300万円限度) (ご注意)この特約では、危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は支払われません。
支払限度額	1事故・保険期間中につき、個人情報漏洩補償と同額 ^(注) (注)個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額 (免責金額)	1事故につき10万円
保険金をお支払いできない主な場合	(1) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内括、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②この特約を最初に付帯した場合に「20)、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者 (22) のいずれかが、企業情報漏洩の発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合におけるその原因に起因する企業情報漏洩。 ③適法であるか違法であるかを問わず、記名被保険者またはその役員が他人に対して行う企業情報の提供または取扱いの委託ただし、企業情報の提供先または委託先において発生した企業情報漏洩については、この規定を適用しません。 ④配名被保険者が労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、被保険者に対してなってれた損害賠償請求。 ⑤ 特許権、実用新案権、急匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用 ⑥ 被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始の日本国外においてなされたもしくは保属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求(注))過去にこの特別の付帯を中間して、あらためてこの特約のでこの特別を行いた場合には再付帯した特別が最初に付帯した特別となります。 (注) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。 (注) 保険変約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。 (注) 保険金をおき入して、保険金をお支払いしません。 ① 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠債責任。ただし、財物の紛失または盗取・詐取に起因して、企業情報漏洩が生じたことにより被保険者が被免損害に対しては、、保険金を支払います。 ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任 ⑥ 金融商品取引 (注) により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ⑥ 金融商品取引 (注) により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ⑥ 金融商品取引 (注) により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ⑥ 金融商品取引 (注) により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ⑥ 金融商品取引 (注) により発生のための弱会性または子会社でいいます。 ② 信義があるめ場接着がその観会社または子会社をいいます。 ② 信義があると問題であるとと問えず、漏洩した企業情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害(注) に対しては、保険金をお支払いしません。 (注) 強定をお支払いしません。 (注) 被定をお支払いしません。 (注) をおりためによりに対しません。 (注) をおりまれば、対しまためによりに対しません。 (注) をおしまれば、対しません。 (注) をおりまれば、対しません。 (注) をおしまれば、対しません。 (注) をおしません。 (注) をおりまれば、対しません。 (注) をおりまれば、なりに対しません。 (注) をおりまれば、なりに対しません。 (注) をおりまれば、なりに対しません。 (注) をおりに対しません。 (注) をおりまれば、なりに対しません。 (注) をおりまれば、なりに

サイバー攻撃対応費用補償特約

項 目

保険金を お支払いする 場合

内 容

コンピュータシステム $^{(\pm 1)}$ に対するセキュリティ事故 $^{(\pm 2)}$ が発覚 $^{(\pm 3)}$ したことに起因して、被保険者が負担するサイバー攻撃対応費用 $^{(\pm 4)}$ に対して保険金をお支払いします。

ただし、セキュリティ事故が発覚した日より30日以内に発注され、かつ、サイバー攻撃対応コンサルティング^(注5)を着手した日から90日 以内に発生したサイバー攻撃対応費用に限ります。

(注1) 「コンピュータシステム」 の定義は次のとおりです。

被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有または使用 $^{(*1)(*2)}$ する次のものをいいます。

- ①インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、 もしくはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されているコンピュータハードウエア、ソフトウエアもしくはそのコン ポーネント
- ②産業制御システム(**3)の一部である(1)のコンピュータハードウエア、ソフトウエアもしくはそのコンポーネント
- ③役員または従業員が仕事に使用する私物のデバイス(※4)
- (※1)記名被保険者がIT事業者の場合、記名被保険者が行う記名被保険者の顧客のコンピュータシステムに対する保守、運用または管理を含みません。
- (※2)リースされているものを含みます。
- (※3)監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。
- (※4) 当該デバイスが①のコンピュータハードウエア、ソフトウエア、そのコンポーネントのいずれか、もしくはその中に保存されているデータへのアクセスに使用される範囲に限ります。

(注2)「セキュリティ事故」の定義は次のとおりです。

- コンピュータシステムに対する不正アクセス・不正使用(**1)、DoS攻撃、または悪性コードの送付をいいます。
- | (※1)不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条4項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。
 - ア. 他人のIDやパスワードなどをネットワークを経由してコンピュータに入力することで、他人になりすましてアクセスする行為イ. コンピュータシステムの安全対策上の不備 (**2)を利用してネットワークを経由してアクセスする行為
- (※2)セキュリティ・ホール等をいいます。

(注3)「発覚」の定義は次のとおりです。

次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。

- ①公的機関^(**)またはコンピュータシステムのセキュリティ運用管理会社、クレジットカード会社、決済代行会社、記名被保険者の取引 先等から通報または報告があった場合など、他人から被保険者に対してセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがある旨通 報または報告されたこと。ただし、当該セキュリティ事故について、セキュリティ事故が発生したことが合理的に推察できる場合に限 ります。
- ②被保険者がセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがあることを認識し、次のいずれかの対応を行ったこと。
- ア. 被保険者が、ホームページまたは新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体においてセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがあることについて公表すること。
- イ.被保険者が、セキュリティ事故について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第9条の規定に基づき、公的機関に対して、援助を受けたい旨申し出ること。
- ウ.被保険者が、セキュリティ事故について、書面により警察署に被害届を提出すること。
- ③セキュリティ事故が発生したこと、またはそのおそれがあることについて、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の 媒体により報道されたこと。
- (※)不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

(注4)「サイバー攻撃対応費用」の定義は次のとおりです。

サイバー攻撃対応コンサルティングに対して、被保険者が支払う報酬で、当会社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。

(注5)「サイバー攻撃対応コンサルティング」の定義は次のとおりです。

セキュリティコンサルティング機関^(※1)が、セキュリティ事故の悪影響を管理および最小化する目的で被保険者に提供する次のセキュリティコンサルティングサービスをいいます。

- ア. セキュリティ事故の被害状況の把握
- イ. セキュリティ事故の証拠保全および被害拡大防止対応(※2)
- ウ. イ. の結果保全された証拠の調査
- (※1)当会社が承認するセキュリティ事故の悪影響を管理および最小化するための機関(被保険者を除きます。)をいいます。
- (※2)セキュリティ事故の再発を防止するためのセキュリティ強化の対応を除きます。

【1事故の定義】

| 発生時間または発生場所を問わず、同一の原因^(注1)から発生した一連のセキュリティ事故をいいます。

- │ この場合、最初のセキュリティ事故が発覚した時にすべてのセキュリティ事故が発覚したものとします^(注2)。
- (注1)原因を特定できない場合は、直前のセキュリティ事故と同一の原因であるとみなします。
- (注2) セキュリティ事故が発覚した日より60日以内に発覚したすべてのセキュリティ事故は、その発生または発覚の時もしくは場所、セキュリティ事故を発生させた者の別を問わず、最初のセキュリティ事故が発覚した日にすべて発覚したものとみなします。

17

お支払いする 保険金	「サイバー攻撃対応費用」のみを、保険金としてお支払いします。	
支払限度額	1事故・保険期間中につき、1,000万円 ^(注) (注)個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。	
自己負担額 (免責金額)	なし	

項 目 内 容	
(1) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしま ○戦争、テロリズム ^(注) 、侵略、軍事力の行使、内乱、大衆暴動もしくは武力蜂起、反乱もしくは革命、ま かを妨害するためもしくは当該事由に対して防御するために講じられる措置 (注)サイバーテロリズムを除きます。ただし、軍事力の行使または戦争の一部であるものまたはそれを 支払いしません。 (2) 次のセキュリティ事故に起因するサイバー攻撃対応費用に対しては、保険金をお支払いしません。 ①財物の損壊に起因するセキュリティ事故 ②この特約を最初に付帯した場合に(注1)、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者ま が、セキュリティ事故の発生(注3)の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることが る場合におけるその原因に起因するセキュリティ事故 (注1)過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には再付帯した特約が最 (注2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。 (注3) セキュリティ事故のおそれを含みます。	たは、これらの事由のいずれ 支援する場合は、保険金をお または被保険者 ^(注2) のいずれか ができたと合理的に推定でき

セキュリティ	· 賠償責任補償特約
項目	内容
保険金を お支払いする 場合	コンピュータシステム ^(注1) に対するセキュリティ事故 ^(注2) に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注1)「コンピュータシステム」の定義は次のとおりです。
	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理(**1)する次のものをいいます。 ①インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、もしくはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されているコンピュータハードウエア、ソフトウエアもしくはそのコンポーネント ②産業制御システム(**2)の一部である①のコンピュータハードウエア、ソフトウエアもしくはそのコンポーネント ③役員または従業員が仕事に使用する私物のデバイス(**3) ④サービスプロバイダーと記名被保険者との書面による契約に基づいて記名被保険者が使用し、当該サービスプロバイダーが運営しているクラウドサービス、またはその他のホスティングされたコンピュータリソース (**1)リースされているものを含みます。 (**2)監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。 (**3)当該デバイスが①のコンピュータハードウエア、ソフトウエア、そのコンポーネントのいずれか、もしくはその中に保存されているデータへのアクセスに使用される範囲に限ります。
	(注2)「セキュリティ事故」の定義は次のとおりです。 コンピュータシステムに対する不正アクセス・不正使用(**1)、DoS 攻撃、または悪性コードの送付をいいます(注)。 (※1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2 条4 項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。 ア. 他人のID やパスワードなどをネットワークを経由してコンピュータに入力することで、他人になりすましてアクセスする行為イ. コンピュータシステムの安全対策上の不備(*2)を利用してネットワークを経由してアクセスする行為(※2) セキュリティ・ホール等をいいます。 (注) 同一の原因または事由から発生した一連のセキュリティ事故は、最初のセキュリティ事故が発生した時にすべてのセキュリティ事故が発生したものとします。
お支払いする 保険金	次の保険金をお支払いします。なお、②~⑤の保険金の内容については、個人情報漏洩補償特約の「お支払いする保険金」でご確認ください。 ① 損害賠償金(損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金) ② 求償権保全費用 ③ 争訟費用 ④ 協力費用 ⑤ 訴訟対応費用(1請求につき300万円限度) (ご注意)この特約では、危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は支払われません。
支払限度額	1請求・保険期間中につき、個人情報漏洩補償と同額 ^(注) (注)個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額(免責金額)	1請求につき10万円

18

(1) 次の事故に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。 保険金を ①初年度契約(注1)の保険期間の開始日の前日以前に発生したセキュリティ事故 お支払いできない ②この特約を最初に付帯した場合に(注2)、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者(注3)のいずれか 主な場合 が、セキュリティ事故の発生(注4)の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定でき る場合におけるその原因に起因するセキュリティ事故 (注1)この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。 (注2)過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。 (注3)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。 (注4)セキュリティ事故のおそれを含みます。 (2) 被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①初年度契約(注)の保険期間の開始日前になされていた損害賠償請求およびその損害賠償請求の中で申し立てられた事実と同一の 事実に起因する一連の損害賠償請求 ②他の被保険者からなされた損害賠償請求 ③不当な解雇、差別、ハラスメント、報復行為などの不当な雇用慣行があったとする損害賠償請求 ④日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求 (注)この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。 (3) 直接であると間接であるとを問わず、次の事故または原因もしくは事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①戦争、テロリズム^(注1)、侵略、軍事力の行使、内乱、大衆暴動もしくは武力蜂起、反乱もしくは革命、または、これらの事由のいずれ かを妨害するためもしくは当該事由に対して防御するために講じられる措置 ②人工衛星の障害 ③記名被保険者の管理の下にないインフラの電気的または機械的障害(注2) ただし、インフラの電気的または機械的障害によって引き起こされる、被保険者の過失による義務違反、過誤によるセキュリティ 事故から生じる損害には適用しません。 ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用 ⑤独占禁止に関する法令等の違反または不公正な競争 ⑥被保険者が所有、使用または管理していない企業情報の漏洩。ただし、この保険契約に企業情報漏洩賠償責任補償特約が付帯さ れている場合は、この免責事由を適用しません。 ⑦被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始 (注1)サイバーテロリズムを除きます。ただし、軍事力の行使または戦争の一部であるものまたはそれを支援する場合は、保険金を お支払いしません。 (注2)電力供給の中断、サージ、電圧低下もしくは停電、電話回線、データ伝送回線、その他の電気通信もしくはネットワークインフ ラの障害を含みます。 (4) 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いし ①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠償責任 ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された ③仕事における履行遅滞または履行不能に起因して負担する賠償責任 ④金融商品取引(注1)により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ⑤次のいずれかの事由から生じる現金または通貨代替物(注2)の実際の金銭的価値に対して負担する賠償責任 ア.被保険者からの当該現金または通貨代替物の窃取 イ.被保険者の□座または被保険者による管理の下にある□座^(注3)との間での当該現金または通貨代替物の移転または滅失。□ 座には、預金口座、引落口座、前払口座および証券会社における口座を含みます。 ⑥被保険者がその親会社または子会社 (注4)に対して負担する賠償責任。ただし、親会社または子会社に対して他人からなされた損 害賠償請求に関連して発生した被保険者の求償債務を除きます(注5)。 ⑦株主代表訴訟により負担する賠償責任 (注1) 先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。 (注2)電子通貨、暗号資産(仮想通貨)など金銭的価値を交換する手段を含みます。 (注3)顧客口座を含みます。 (注4)会社法に規定される親会社または子会社をいいます。 (注5)他人から損害賠償請求された場合の親会社または子会社の争訟費用を含めて親会社または子会社に生じた費用については、 保険金をお支払いしません。 (5) 直接であると間接であるとを問わず、漏洩した情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害(注) に対しては、保険金をお支払いしません。

など

19

(注)被保険者が支出したかどうかを問いません。

項目

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。 また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 03-6848-8500 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



https://www.aig.co.jp/sonpo